

ペットを飼われる方へ品川区からのお願い

- ①繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を行いましょう。
- ②責任をもって終生飼養してください。
- ③飼い主が飼養困難な状況になった際など、日頃から飼養を頼める（引き継ぐ）人を決めておいてください。
- ④昨年6月より動物愛護管理法が改正され、販売される犬と猫はマイクロチップの装着が義務となり、環境省のサイト【犬と猫のマイクロチップ情報登録】にて登録変更手続きを行うことが飼い主の義務となっています。



⑤犬の散歩マナーについて

- ・ノーリードの禁止、人を噛まないようにしっかり犬を観察しコントロールしてください。
- ・犬の散歩は排泄させるためではなく、ごはんを食べて、お家で排泄したご褒美として散歩に連れていく習慣をつけください。
- ・トイレのマナーとして、他人の家の敷地付近や商店の店先など、周りに迷惑がかかる場所は避けていただくこと。また、それ以外の場所で排泄した場合でも、ウンチは必ず持ち帰り、おしっこはトイレシートで拭き取った上で、十分な量の水で流して、しっかりと後始末してください。
(おしっこを少量の水で流すだけでは臭いが残り、迷惑をかけてしまいます。)
- ・度重なる犬のおしっこにより標識の腐食・破損などが起こりえます。散歩の際には道路沿いの住民に迷惑がかからないよう、飼い主が、果たすべき役割とマナーを順守ください。

⑥猫の飼養について

首輪などに身分表示と完全室内飼いをしてください。

放し飼いでは近隣に糞尿被害などをもたらす、不妊・去勢手術がされていない場合は、ほかの猫との交配で、野良猫を増やす恐れがあります。

室内飼いで家具の配置など工夫次第で、猫は心身ともに健康に過ごせます。